

# 事業執行連絡委員会規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人劇場演出空間技術協会（以下「本会」という。）における事業執行連絡委員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (設置)

第2条 本会の運営を円滑にするために、理事会の諮問機関として事業執行連絡委員会を設ける。

## (職務)

第3条 事業執行連絡委員会は、理事会の執行方針に基づき、事業の遂行の具体化ならびに運営の経常的な業務に関する事項を審議し、理事会に上程する。

## (委員の構成)

第4条 事業執行連絡委員会は、会長、副会長、専務理事、業務担当執行理事、各部会の部会長により構成する。各部会の部会長が出席できない場合、副部会長が代理出席できる。また、会議の議題により、他の出席者を認めることがある。

## (議長)

第5条 事業執行連絡委員会には、議長1名、副議長1名を置く。

2 議長は会長が就任し、副議長は、理事会で予め定めた順序に従い副会長のうちいずれかが就任する。

## (書記)

第6条 事業執行連絡委員会の書記は、理事会で予め定めた順序に従い副議長の他の副会長のうちいずれかが行なう。

## (任期)

第7条 委員の任期は、役員の改選に合せ2年とする。但し再任を妨げない。

## (開催)

第8条 定例として毎月1回開催する。但し、議長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

(定足数)

第9条 構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議決)

第10条 議事は出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務)

第11条 事業執行連絡委員会の事務は、事務局が行なう。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

この規定は、平成28年8月26日から実施する。